

東郷町広告掲載要綱

平成 22 年 5 月 31 日

要綱第 14 号

改正 平成 22 年 11 月 30 日要綱第 18 号
平成 23 年 8 月 10 日要綱第 23 号
平成 23 年 11 月 30 日要綱第 28 号
平成 31 年 3 月 28 日要綱第 9 号
令和 3 年 3 月 17 日要綱第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日要綱第 29 号
令和 7 年 3 月 21 日要綱第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の活性化及び町の自主財源の確保を図るため、町が個人、法人その他団体（以下「事業者等」という。）に広告の媒体を提供し、その媒体に掲載される広告の内容を適切に管理することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容に関する制限)

第 2 条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、その広告を掲載することができない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 31 条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治的な性質があるもの
- (9) 公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者又は公職者の氏名若しくはそれらの氏名が類推できるもの
- (10) 宗教的な性質があるもの
- (11) 事業者等についての主義又は主張に当たるもの
- (12) 国内世論が大きく分かれているもの
- (13) 責任の所在が不明確なもの
- (14) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (15) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- (16) 美観風致を害するおそれのあるもの

- (17) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (18) 求人広告及びこれに類するもの
- (19) 広告の内容について、本町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (20) その他広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの
(業種又は事業者等に関する制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主としないことができる。この場合において、広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業又はこれに類似する業種を営む者
- (2) 貸金業法第2条に規定する貸金業に関する者
- (3) ギャンブルに関する者
- (4) 商品先物取引に関する者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為に関する者
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員等と関係がある事業者等
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等
- (11) 本町の町民税を滞納している事業者等
- (12) 社会的な問題を起こしている又は事業の手段に著しい批判が認められる事業者等
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (14) 各種法令に違反している者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと町長が認める事業者等

(広告の規格、募集等)

第4条 広告の規格、募集する数、掲載期間等は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

2 広告の募集は、原則として公募によるものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、公募によらず、広告主になり得る者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載料等)

第5条 広告掲載料は、広告媒体の作成及び広告掲載の募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、町長が決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による広告掲載料を徴収する場合は、当該徴収の方法を町と広告を掲載する事業者又はその代理事業者が締結する契約書その他の請負を証する書類に明示しなければならない。ただし、町が媒体を提供しない場合は、こ

の限りでない。

- 3 広告掲載の決定を受けた者は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。
- 4 前項の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合又はできなくなった場合は、この限りではない。

（東郷町広告掲載審査委員会）

第6条 広告掲載の可否等を審査するため、東郷町広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、企画部長、人事秘書課長、企画政策課長、総務財政課長、住民課長、福祉課長、産業振興課長及び生涯学習課長をもって組織する。
- 3 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審査委員会の会議）

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、広告内容等、広告の掲出に関し、審査委員会の会議を招集する必要がないと委員長が認めたときは、この限りでない。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。
- 6 審査委員会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

（審査事項等）

第8条 審査委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 新たな広告の媒体
 - (2) 媒体に掲載する広告の事業者及び内容
 - (3) 掲載された広告の事業者又は内容に疑義が生じた場合における広告の掲載の可否
 - (4) その他議長が必要と認める事項
- 2 審査委員会は、前項の審査においては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
 - (1) 広告掲載希望者から提出された広告案の適否及び当該広告が掲載されることによる地域の活性化の効果
 - (2) 広告掲載希望者の活動実績
 - (3) 媒体に掲載する広告の業種の広範性又は分散化
 - 3 広告掲載が適当であると認められるものが募集した数を超えるときは、町内の事業者等を優先し、それでもなお数を超えるときは抽選により選定するものとする。

る。

4 審査委員会は、審査終了後速やかに町長へ審査の結果を報告するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成22年5月31日要綱第14号)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日要綱第18号)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月10日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日要綱第9号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日要綱第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日要綱第29号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日要綱第23号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。